

令和5年

第6回岐阜市教育委員会定例会会議録

日時：令和5年5月24日（水）

午後1時30分から午後2時30分

会場：岐阜市役所10階 10-2会議室

【教育長】

日程第6、その他の岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択については第27号議案と関連があるため、先にここで説明願う。

【事務局】

（岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択について説明）

【教育長】

ただいまの説明について、質問や意見があれば、お願いします。

【委員】

調査研究員は教科ごとか、それとも全ての教科に対してこの75人か。

【事務局】

調査研究員は教科ごとに分かれていて、それぞれ専門性を持っている者を集めている。教科によっては種類が分かれているものもある。例えば国語は、国語だけではなくて国語と書写を選ぶ必要があるので、それぞれについて調査研究員を設けている。

【委員】

その内訳はあるか。

【事務局】

第1回岐阜市採択検討委員会において提案し、認めていただく。

【委員】

毎回このような手続を経て採択に臨むと思うが、今までと違う箇所があるか。

【事務局】

この手続や流れ、それから日程についてはある程度、法に定められているところもあるため、例年同様、それに従いながら進めている。令和の日本型学校教育や第4期岐阜市教育振興基本計画等の目標を踏まえ、調査研究をしていく。

【委員】

日頃の業務をやりながら、プラスで調査研究の仕事もこなすということか。

【事務局】

そのとおり。

【委員】

現場の先生から、通常業務にプラスの仕事になり、時間的にもかなり拘束されるような話も聞く。非常に大切なことだが、やりがいのあることだと思うが、業務が負担にならないよう配慮していることや、何か新しいことなど検討していることはないか。

【事務局】

気概を持ってやってほしいと思っているが、顧問役のような立場である校長や教頭がおり、効率的に進めるよう私どもで指導していこうと思っている。

併せて、県の教科書の調査結果を参考にしながら効率的に進められるようにする。

【委員】

是非そういったことも今後も継続してほしい。

【教育長】

教科用図書採択に関する調査研究は、かなり大変な作業である。事務局が話したように、県の教科用図書選定審議会は、どの教科書がよいかということは一切述べないが、それぞれの教科書会社ごとの特徴を記載した一覧表は作成する。それを参考にしつつ、市独自で調査研究することで、効率的に、岐阜市の子どもたちにもっともふさわしい教科書を選ぶことができる。

また、皆さんも承知のことと思うが、岐阜県内の義務教育諸学校には、小さな村の学校もあり、市町村ごとに全て研究調査することは大変なため、岐阜市以外は、岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨という地区ごとに採択協議会を置いて、共同研究をし、最終的に市町村の教育委員会が決定するという形としている。岐阜市は中核市で規模が大きいので、単独で採択協議会を置いて教科書を研究するという形でおこなう。

ほかに質問や意見はないか。では、日程第5、議事に移る。

【教育長】

次の第27号議案は、私に関係者であるため退席する。

進行は、教育長の職務代理者の委員に交代する。

委員（職務代理者）、お願いします。

(教育長退席)

【委員（職務代理者）】

それでは、第27号議案について説明願う。

【事務局】

（第27号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員（岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会）の任免について説明）

【委員（職務代理者）】

第27号議案について、質疑及び討論を行う。

質問や意見はあるか。

【委員】

2点、聞く。1点目は、15名の定員に対して13名になっているが、あと2名は選ばなくてよいのか、もう一点は、皆、新任とあるが、今まで教科書選定に携わったり、この委員となったりした方はないのか。

【事務局】

1番目から8番目までの方は、3号委員ということで、教育委員会の職員や学校の職員になる。小中校長会の会長や、教務主任会の代表等、それぞれ必要な立場の方を集める形になっている。9番目以降の方は2号委員ということで、各種関係団体に推薦依頼し、適任の方を挙げていただいている。15名の上限とあるが、必要な立場の方を集めた結果、13名となっている。

必要な立場の方を集めている関係で、皆様新任という扱いだが、学校の関係者などは、立場が変わるため、教科書の調査研究や採択等に関わってきた者もいる。

【委員（職務代理者）】

ほかに質問や意見はないか。

【委員】

令和7年3月末までの任期だが、充て職の方もおり、そのような場合はどうなるか。

【事務局】

岐阜市で定めた岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会規則に基づき、2年にまたがって委嘱しているが、充て職の方については、異動などにより任期途中で別の方に替わることがある。

【委員】

前回の義務教育諸学校教科用図書採択委員会を設けたときは、前教育長はこの委員に入っていたか。

【事務局】

入っていた。

【委員（職務代理者）】

そのほか、質問や意見のある方はあるか。

ほかになければ、ここで採決する。

第27号議案について、原案のとおり決することに異議ないか。

（「異議なし」の声あり）

【委員（職務代理者）】

異議がないことを認め、第27号議案は、原案のとおり可決された。

それでは、教育長に入室していただく。

（教育長着席）

【委員（職務代理者）】

第27号議案は、原案のとおり可決したことを報告する。

【教育長】

委員（職務代理者）、ありがとうございました。